

## 町田市下水道事業審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市下水道事業審議会条例（令和元年9月町田市条例第20号）第7条の規定に基づき、町田市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、下水道部下水道経営総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。